

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人吉森照夫，同上杉雅央の上告趣意は，事実誤認，単なる法令違反，量刑不当の主張であって，刑訴法405条の上告理由に当たらない。

なお，所論にかんがみ記録を調査しても，刑訴法411条を適用すべきものとは認められない。

付言すると，本件は，女性従業員ばかりの高級宝飾品店をねらい，従業員らを殺害して高額な宝飾品を強取することを企て，ガソリンを店舗内に散布した上で放火し，宇都宮市内の繁華街にある店を全焼させて従業員6名を火傷死ないし焼死により殺害するとともに，1億4000万円強の宝飾品を強取したという強盗殺人，現住建造物等放火の事案である。人を殺してでも一挙に大金を獲得しようと周到に準備し，計画どおりの犯行に及んだ本件の経緯や動機は，利欲目的が強い誠に自己中心的なもので，酌量の余地は全くない。従業員全員の手足を縛り，目隠しまでした上で店内奥の休憩室に押し込め，その出入口付近などに用意したガソリンをまき散らしてライターで点火し，現場を火の海にして店もろとも焼き殺した殺害の態様に至っては，強固な殺意の下にガソリンによる放火という手段を選択，実行したもので，冷酷かつ残虐極まりない。何の落ち度もない6名の生命を奪うなどした結果は極めて重大であり，最愛の母，妻，あるいは娘を突然奪われた遺族らの処罰感情は非常に厳しい。凶悪な本件犯行が社会に及ぼした影響も甚大である。

以上のような犯情に照らすと，被告人の刑事責任は極めて重大であり，被告人のために酌むべき情状を考慮しても，原判決が維持した第1審判決の死刑の科刑は，

当裁判所もこれを是認せざるを得ない。

よって、刑訴法414条、396条、181条1項ただし書により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

検察官水野美鈴 公判出席

(裁判長裁判官 那須弘平 裁判官 上田豊三 裁判官 藤田宙靖 裁判官
堀籠幸男 裁判官 田原睦夫)